

# 第1回 恵那市公園在り方検討委員会

日時：令和5年2月28日（火曜日）

午前10時30分から

場所：恵那市共同福祉会館1階集会室

1. 開会

2. 委嘱書の交付

3. あいさつ

4. 委員自己紹介

5. 正副委員長の選出

6. 報告

(1) 中央公園の改修について

7. 議事

(1) 恵那市公園の在り方検討委員会の設置目的について

資料1

(2) 恵那市内における公園の現状について

資料2

(3) 今後の委員会スケジュール案について

資料3

8. 閉会

## 恵那市公園在り方検討委員会

番号	団体名	名前	備考
1	学識経験者	磯部 友彦	
2	東野地域自治区	岡本 光美	
3	武並町地域自治区	瀬瀬 鍊一	
4	中野方町地域自治区	柘植 昭男	
5	上矢作町地域自治区	安藤 常雄	
6	恵那市子ども・子育て会議	坪井 弥榮子	
7	恵那市壮健クラブ連合会	野々山 哲史	
8	恵那市スポーツ推進審議会	三宅 祥市	
9	岐阜県身体障害者福祉協会恵那支部	三宅 弘文	
10	防災士	岩井 慶次	
11	恵那商工会議所女性会	林 ひとみ	
12	恵那市恵南商工会女性部	加藤 由花	
13	民生委員児童委員協議会児童福祉部	石垣 寿子	
14	農業振興協議会	勝 滋幸	
15	えなの森林づくり推進委員会	森岡 哲郎	

任期：令和5年2月28日～令和6年3月31日

### ■事務局

番号	部署名
1	建設部 都市住宅課
2	総務部 地域振興課
3	商工観光部 観光交流課
4	医療福祉部 子育て支援課
5	教育委員会 生涯学習課
6	教育委員会 スポーツ課
7	農林部 農政課
8	農林部 林政課

恵那市公園在り方検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 恵那市が管理する公園（以下「公園」という。）において、魅力向上に向けた公園の在り方を検討するため、恵那市公園在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公園の新たな構想に関する事項
- (2) 公園の改修に関する事項
- (3) 公園の効率的かつ効果的な利活用の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 恵那市地域自治区会長会議を代表する者
- (3) 子ども・子育て会議を代表する者
- (4) 恵那市壮健クラブ連合会を代表する者
- (5) 恵那市スポーツ推進審議会を代表する者
- (6) 岐阜県身体障害者福祉協会恵那支部を代表する者
- (7) 防災に関して優れた識見を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

# 資料 1

## 委員会の設置目的について

### 第1回 恵那市公園在り方検討委員会

2023/2/28

恵那市役所 建設部 都市住宅課

恵那市役所 建設部 都市住宅課

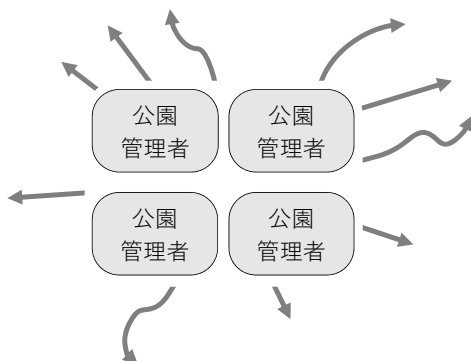
## 検討委員会の設置目的



公園への課題に対して、市全体の方針・指針を定めることにより、計画的な公園の整備など、計画的な課題解決が図られ、公園の魅力向上となる。

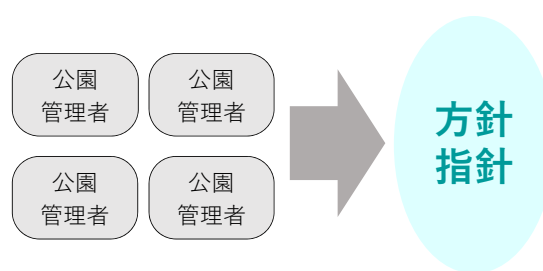
### 公園の方針が無い（現在）

各公園管理者の考えで公園整備が進む。  
または、方針が無いことから整備が進まない。



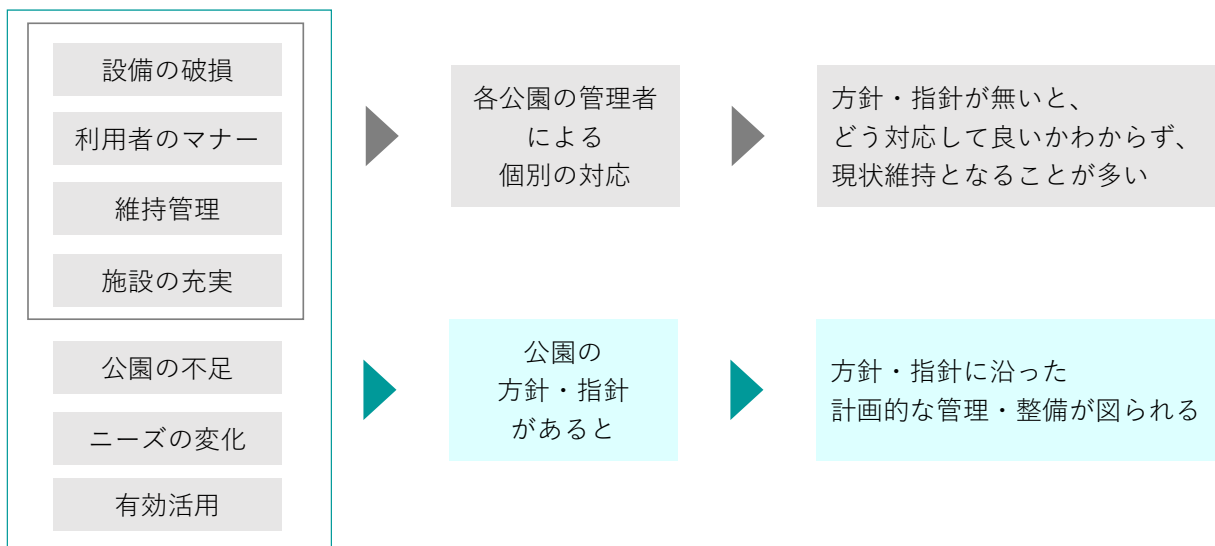
### 公園の方針がある

方針がある事で、進む先が明確になり、  
公園管理者が同じ方向に向かって整備が進む。



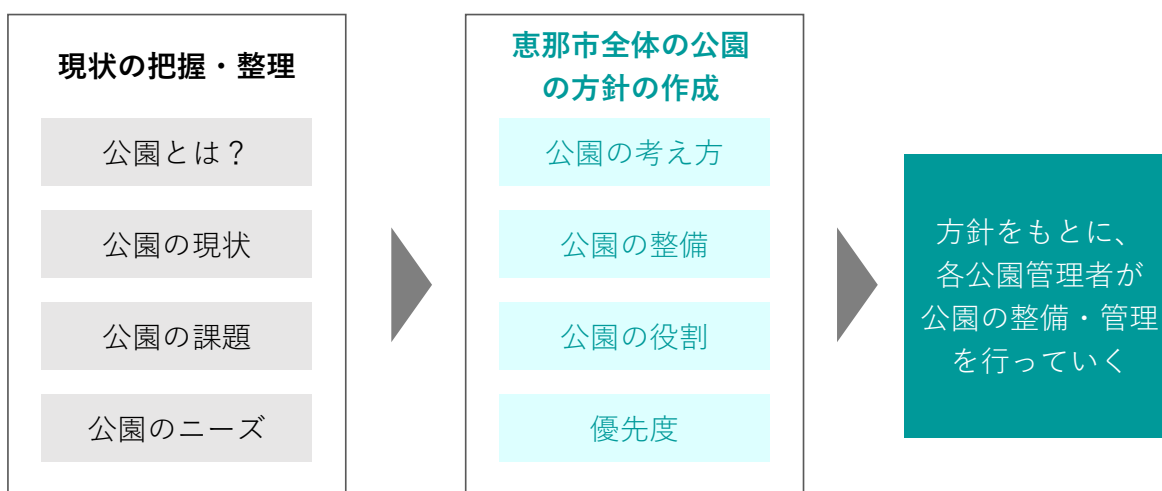
公園への課題に対して、市全体の方針・指針を定めることにより、計画的な公園の整備など、計画的な課題解決が図られ、公園の魅力向上となる。

## 公園の課題



公園の現状を把握・整理し、恵那市全体の公園の大きな方針を検討する。

## ■ 検討委員会で検討すること



# 資料 2

## 恵那市内における公園の 現状について

### 第1回 恵那市公園在り方検討委員会

2023/2/28

恵那市役所 建設部 都市住宅課

## 公園とは？

公園	営造物公園	国の営造物公園	国民公園	環境庁設置法
		地方公共団体の 営造物公園	都市公園	都市公園法
			<b>都市公園</b>	
	<b>その他公園</b>	-		
地域制公園		国立公園 国定公園 <b>都道府県立自然公園</b>		自然公園法

### 都市公園

- 地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。  
街区公園／近隣公園／地区公園／総合公園／運動公園／広域公園 などの分けがある。

### その他公園

- 法律による定めは無い。



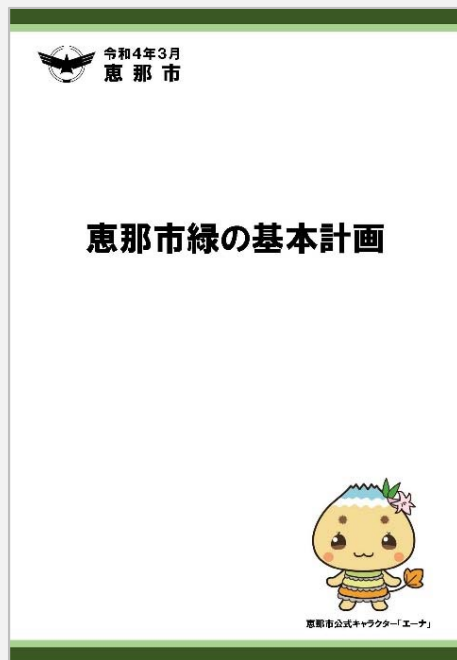
# 都市公園の種類

役割や目的、大きさによって分類される

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

# 公園に関する計画

公園についての方針を示している計画として「恵那市緑の基本計画」がある。都市計画域内における緑とオープンスペースに関する総合的な計画であり、この計画内では、都市公園について方針が定められている。



都市公園（15ヶ所）  
についての方針

令和4年3月  
恵那市緑の基本計画

# 都市公園の役割

恵那市緑の基本計画では、恵那市の都市公園について、次のように役割を位置付けている。

## 【健康】の役割

- 散策路、休憩施設
- 健康増進施設
- スポーツ施設



## 【交流】の役割

- 多世代が集える場所
- 隣接施設の補完



## 【子育て】の役割

- 遊具
- 屋根のある休憩施設



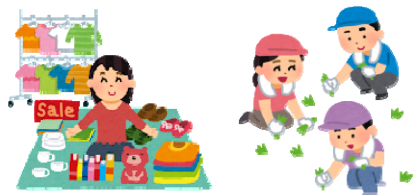
## 【環境】の役割

- 周辺環境に配慮した植栽
- 付近の防災的役割
- トイレの設置



## 【行事】の役割

- 広場
- 付近でのイベント



「恵那市緑の基本計画」 35ページ

# 恵那市内における公園の現状

北部	都市公園	15ヶ所	190,462m <sup>2</sup>	→	総合公園	1
	その他公園	44ヶ所	60,400m <sup>2</sup>		都市緑地	1
	合計	59ヶ所	250,862m <sup>2</sup>		街区公園	13
南部	都市公園	0ヶ所	0m <sup>2</sup>			
	その他公園	30ヶ所	585,315m <sup>2</sup>			
	合計	30ヶ所	585,315m <sup>2</sup>			

公園の一覧「恵那市緑の基本計画」P40～43

**その他公園**については、明確な定めが無く、この機能があるから「公園」といった決まりもない。  
そのため、**位置づけや役割が整理されていない**部分もある。



# 検討委員会で検討する公園

自然が豊富にある恵那市では、自然公園へのニーズは低い。  
「人の営み」を重視した公園、つまり都市公園と同様の機能の公園を対象とする。

## 公園のイメージ



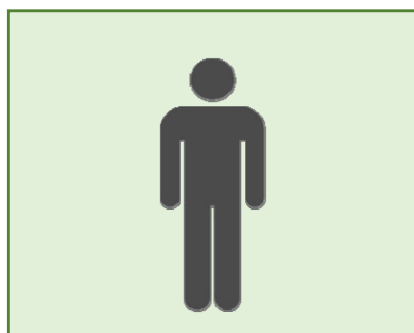
## 課題 1

### ■ 都市公園の不足

法令では、都市公園面積は、都市計画区域内の**住民1人あたり10㎡**を標準としている。  
しかし、恵那市の都市公園については、**住民1人あたり 6.3㎡**と不足している。

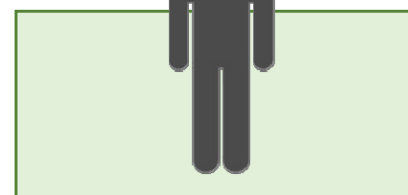
標準値

10㎡/1人



恵那市

6.3㎡/1人



## 課題 2

### ■ 公園の維持管理

公園の面積は増加しているが、面的拡大が優先され質的充実が疎かに・・・  
地域ニーズの多様化と主体意識の変化により、地域での管理が困難。

#### メンテナンスの行き届いていない公園



## 課題 3

### ■ 公園に対する苦情

利用者のモラル、価値観の違い、生活スタイルの多様化などにより、公園が迷惑施設に？

公園は欲しいけど自分の家の隣にはちょっと・・・。

#### 公園管理者への苦情の例

ごみが捨てられている

ペットのフンの不始末

夜に騒いでうるさい

家の敷地に入ってくる

ボールが飛んできた

車の排気ガス

鳥に餌をやっている

草が伸びている

草刈りの音がうるさい



## 課題 4

### ■ 利用者ニーズとの相違

社会や地域の環境の変化、ニーズの多様化、「公園」に対する期待や要求の変化などにより、利用頻度の低い公園もある。

「公園」があるのに見向きもされず、「公園が足りない」といった事に。

#### 利用者の少ない公園



住宅団地にある  
小さな公園。



農村地域にある  
広場。

## 課題その他（市民の声）

### ■ 市民意識調査から抜粋

- 遊具のある公園が少ないので、もっとあるといい。雨の日に遊べる施設があるといい。
- 子どもたちがあそべる場所（屋内、外）が東濃地区でも少なすぎると思う。
- 小さな公園がいくつもありますが、大きな公園で身近な所、行きやすい所にあるといい。
- すべり台が老朽化で使用禁止になっています。少しでも早く直して頂けるとうれしい。
- 犬の散歩と子供の遊ぶ所を分けていただけると有難い。



# 資料 3

## 今後の委員会スケジュール案 について

### 第1回 恵那市公園在り方検討委員会

2023/2/28

恵那市役所 建設部 都市住宅課

恵那市役所 建設部 都市住宅課

## 検討委員会の進め方



### 検討委員会の進め方（イメージ）



# 委員会のスケジュール案

令和5年10月に方針を決定することを目標に進める。4回程度の会議を予定。

